

(仮称) 秋田市空家等対策計画(素案)へのご意見と本市の考え方

- 1 意見募集期間  
令和5年12月26日(火)から令和6年1月26日(金)まで
- 2 意見提出者数  
15名(市民2名、市民100人会13名)、関係団体5団体
- 3 意見数 45件
- 4 寄せられたご意見および本市の考え方

番号	項目	ご意見の内容(原文)	市の考え方
1	【1ページ】 1. 計画策定の趣旨 1-1. 計画策定の背景と趣旨	P1. 令和5年12月の改正空き家法の施行は、空き家の周辺住民の方々の懸念を払拭することができる効力ある解決方法がとることができて、大変良かったと思う。	ご意見のとおり、今般の空家法改正では、所有者の責務強化をはじめ、活用の拡大、管理の確保および特定空家等の除却など、空き家対策として様々な有効な手法が法整備されました。 本市におきましても、法改正を踏まえた対策の強化が必要と考えており、本計画においても法改正を踏まえた取組を位置付けておりますので、市民の皆様が懸念が払拭できるよう取り組んでまいります。
2	【3ページ】 1-4. 計画の対象 (2) 対象とする空き家等の種類	1-4 「空家等」と「特定空家等」の区別は進化の度合いによるものと思われませんが、時々TV等で放映されているのは(1月26日東京北区赤羽民家)、「特定空家等」で行政代執行による取り壊しの映像であります。ここ迄来ると、行政の事務負担は大変なものとなりますので、予備軍としての所謂空家を減らし、空家にならない様に対策を前もって講じるというシナリオとなりますが、何か気が遠くなりそうな作業ですね。	特定空家等に対するの取り組みも必要でありませんが、ご意見のとおり特定空家等にさせないために、空き家の発生を抑制するための取組も重要であると捉えています。 所有者への啓発や相談体制の充実を図りながら、地道な対応にはなりますが、ひとつひとつ適切な対応に努めてまいります。
3	【5ページ】 (3) 高齢者世帯 ① 高齢世帯の推移	P5. (3) 高齢者世帯の推移 ・ 高齢単身世帯の割合が平成10年に比べ、平成30年ではほぼ倍近い割合になっていること ・ 65歳以上単身世帯の割合が平成10年に比べ、平成30年では3倍、同じく65歳以上夫婦世帯が1.6倍になっていること これら数字から空き家が増える要因がよく理解できたし、今後ますます増え続けていくことが想像できた。	ご意見のとおり、高齢化や核家族化の進行により高齢者のみで構成される世帯が増加する一方で、次の世代への住宅等の承継が十分に進んでいない現状を踏まえると、今後も空き家等は増加していくものと認識しておりますので、空き家の発生抑制に向け対策してまいります。
4	【7ページ】 2-2. 空き家の状況	2-2 空き家の状況 統計の取り方として、空家に賃貸住宅を組み込むにしても、長屋一棟を単位としているのか、一室単位としているのかで、その趣ががらりと変化します。空き家が半数近く解消となっているが、理由も、賃貸なのかも判然としない。趣旨からすれば、賃貸は戸建てを対象、長屋は一棟毎を対象としているものと思われるが、解消がドラスティック過ぎる。	平成24年に本市が実施した秋田市空き家調査では賃貸住宅や長屋建て住宅、共同住宅も調査対象としております。空き家戸数の計上方法としては、長屋建て住宅の場合は各戸ごと、共同住宅の場合は全室が空室となっている建物を1戸としております。 また、その後の追跡調査等では、宅地需要が旺盛な市中央部を中心に解体や建替えが進んだほか、賃貸住宅の入居者が決定したことなどが主な空き家の解消理由として確認されました。
5	【13ページ】 2-3. 本市のこれまでの主な取組	2-3 主な取組 可成りきめ細かい取り組みがなされており、充分過ぎる位であります。引き続き宜しくお願い致します。	ご意見ありがとうございます。 取り組みが確実に実行されるよう努めてまいります。
6	【14ページ】 2-4. 空き家等の課題 課題2 空家等の解消に向けた相談や情報提供の充実	この課題についてはその通りだと思います。 特に課題2-②(空家等となる前の啓発や情報提供の充実)が重要でないかと思いました。当事者がどうして良いかわからずそのままならないようフォローができると良いと感じます。	これまで行ってきた広報誌(広報あきた)やホームページ、固定資産税納税通知書への啓発文書の同封等による情報提供の継続に加え、相談体制の充実を図ってまいります。

番号	項目	ご意見の内容（原文）	市の考え方
7	<p>【14ページ】 2-4. 空き家の課題 (2) ②空き家等になる前の啓発や情報提供</p>	<p>親の動産や家や土地などの不動産の内容や管理について、親が元気なうちは子どもの側からは言い出しにくいし、離れて暮らしている場合、仕事や子育て等で忙しくなかなか親と会う機会ももてない。親の方も自分の元気なうちはなるべく子どもに心配をかけまいと自分で管理しようと頑張り、子どもに情報を知らせない。その結果、子どもは親の生活の実態もわからず、肉体や認知能力が衰え退つ引きならない状態になってから初めて動産や不動産の管理をしなければならぬ状態に陥る。</p> <p>親が施設に入って家や土地の管理で問題があった場合、子どもが近くに住んでいる場合はまだいいが、市町村外や県外や外国などにいる場合、連絡のしようがなく隣近所も困る。施設入所や入院等で空家になる親の家について何かあった時の連絡先を子ども側が隣近所に知らせておく必要があるのではと思う。</p> <p>親子関係がうまくいかない場合もあるし個人情報保護法などで一律には行かないかもしれないが、親が元気なうちから（5, 60代～70代）子どもなどの親族と財産や家や土地管理について話し合うように啓発すると共に、離れた子ども等にも情報が届くようにしてほしいと思う。基本方針1や2とも関連があるが、家や土地を持っている親とそれを引き継ぐであろう子どもなどの親族両方に情報が届くような方策をお願いしたい。</p>	<p>ご意見のとおり、多忙な日常生活やお互いへの気遣いなどから、不動産等の財産の処分等について、親子が生前に十分な話し合いの場を持っているケースは少ないと思われます。</p> <p>空き家等の管理に限れば、子ども等が遠方にいる場合、不動産業者等が提供する空き家管理や見守りのサービスを活用する方法のほか、ご近所との関係が良好であれば、あらかじめ連絡先を知らせておく方法も有効であると考えます。</p> <p>しかし、空き家等を処分（売却・解体等）に関しては登記上の所有者が行うものであり、その方に判断能力がない場合、話が思うように進まないことが想定されます。いざとなつてからではなく、事前に親子等の親族間で空き家等の処分について意見を交わす場を持つよう、本市としても空き家等所有者の意識啓発につながる取組みを検討してまいります。</p>
8	<p>【14ページ】 2-4. 空き家等の課題</p>	<p>宅建業者は、専門業者等とのネットワークや当該地域の住宅流通市場に関して豊富な知見を有しており、空き家対策の担い手としてのポテンシャルが高いと思われる。</p> <p>具体的には、空き家所有者に対する意識啓発や、利活用促進の相談対応、空き家管理代行、利活用検討支援、解体支援等、あらゆる対策のフェーズにおいて支援提供が可能と考えられ、一気通貫で包括的な空き家対策の支援を行う担い手となり得ると考えられるため、関連団体、業者等を活用していただきたい。</p>	<p>ご意見のとおり、本計画に記載している各種施策の実施を含めた空家対策の推進にあたっては、宅建業者をはじめとした専門家の知見の活用が不可欠であると認識しており、個別の施策ごとに関連する団体等との連携を図ってまいります。</p>
9	<p>【14ページ】 2-4. 空き家等の課題 (1) 課題1 所有者の当事者意識の向上 ②相続手続や成年後見制度などの周知 【17ページ】 3-2. 基本方針</p>	<p>空き家等の課題に関する所有者意識の向上から【基本方針2】の空き家発生予防の展開に対して少し違和感を覚えました。法定後見制度において後見人等が居住用不動産を処分するには家庭裁判所の許可が必要になります。任意後見制度においては任意後見契約に基づいて任意後見人が処分することは可能です。成年後見制度は本人の意思決定に基づいて、本人の生活が守られるためのものです。（成年後見制度が有効になり得るケース）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>任意後見制度において、任意後見契約に自宅や所有地の保全等について自分の意思を残しておくことができる。</li> <li>法定後見制度においては、例えば、施設入所により自宅が空き家になった時、後見人等が被後見人等の意思決定に基づいて対応を検討できる。</li> </ul> <p>その他、有効になり得るケースはあるかもしれませんが、以上のことから、任意後見制度は、所有者意識が向上し、発生予防につながる可能性はありますが、法定後見制度は、かなり限定的なものだと思いますので、周知する上では留意が必要だと感じました。</p>	<p>ご意見のとおり、空き家の処分や管理などにおいて、成年後見制度が有効になり得るケースと限定的になるケースがあるかと存じますので、周知については十分に留意するとともに、所有者やそのご家族からの相談内容やケースに応じた対応に努めてまいります。</p> <p>なお、一般的な周知や相談対応については、関係団体との連携も必要と考えておりますので、今後ともご協力をお願いいたします。</p>

番号	項目	ご意見の内容(原文)	市の考え方
10	【14ページ】 2-4. 空き家等の課題 (3) 課題3 空き家等の利活用の推進 ① 空き家等の活用の推進	○14P (3) 課題3 空き家等の利活用の推進① 空家等の活用の推進 (ご提案) 「空き家利活用セミナー」、「利活用者の実践体験発表」等を行ってはどうか。	空き家等所有者の当事者意識の醸成や空き家等を利用する側のニーズ喚起の観点から各種セミナー等による情報発信は重要であると考えておりますので、実施に向けて検討してまいります。
11	【15ページ】 2-4. 空き家等の課題 課題4 増加する管理不全な空き家等への対応	最近住宅地を歩いていると空き家増加を実感します。 秋田市中心部から離れると倒壊しかけた空き家も多く見られます。 隣接する家屋への危険もあるため、所有者への指導、条例整備なども必要なかと思いました。	ご意見のとおり、人口減少や少子高齢化の進展により、本市においても空き家はさらに増加するものと想定しており、管理不全な空き家により、倒壊の危険性や衛生上の問題など近隣住民への影響が懸念されます。 このため、管理不全空家等や特定空家等の認定基準を整備し、改正空家法に基づく所有者に対する指導、勧告等の措置を行うほか、既存条例についても改正を検討し、総合的に空き家対策を強化してまいります。
12	【18ページ】 3-2. 基本方針(1) 基本方針 基本方針3 空き家等の利活用の促進 【22ページ】 4-2. 空き家等対策の具体的な取組 (3) 基本方針3 空き家等の利活用の促進	基本方針3 空き家等の利活用の促進に関する意見 人口減少、少子高齢化などの社会課題が山積する中で地域コミュニティーづくり、子育て環境の整備、介護予防、自殺対策、ひきこもり支援などへの対応が求められてきております。 このような状況において、地域における集いの場づくりが必要と思われまます。 災害時の支え合い助け合いは日ごろからの地域住民の関係作りが大切であったり、高齢者が免許返納したあとの行動範囲が狭まることから近隣に出かけられる環境の整備が必要であったり、子育て中の親が育児ノイローゼにならないよう環境が必要であったりします。 身近な地域に集える場所があることにより、地域コミュニティーづくり、子育て環境の整備、介護予防などの一助になることから空き家、空き地を利用した集いの場の整備を推進できないものかと考えます。 具体的には、所有の空き家、空き地を地域のために使ってほしいという方も空き家バンクに登録できる仕組みを構築し、地域のために使用されている間は固定資産税の特別控除が受けられること、また、住宅リフォーム支援事業が活用できることなどの優遇措置の対象とする。 例 ・空き家を町内会館のない地域に活用 ・高齢者や子育て中の親子などが集える場として活用※東地区のふらっとさんを参照 ・空き地を雪捨て場として提供 ・空き地を畑として貸出し、地域コミュニティーの活性化 管理については、地域住民が行う。 このような環境づくりは、住みよいまちづくりや地域包括ケアシステムの実現につながっていくものと考えます。	多様な環境下にある方の交流拠点として空き家等を活用することは空き家等解消のみならず地域コミュニティ維持の観点からも有効であると考えます。 これまでの本市空き家対策は、所有者(売り手)側の売却等意向に基づく空き家バンク制度での情報発信が中心でしたが、例示いただいたような多様なニーズがあることを踏まえ、今後は活用する(買い手)側のニーズを空き家等の所有者へ届けられるような仕組みづくりについて検討してまいります。
13	【19ページ】 4-1. 空き家等対策の実施内容	4-1 空き家対策は充分であります、しかし商店街の閉店店舗の転貸、バンク制度の活用と同じく、笛吹けど踊らずの状態になることが予想される、定着出来る様に進めて下さい。	本市では空き店舗対策として「中心市街地等空き店舗対策事業」において中心市街地や市内商店街などの空き店舗へ入居する事業者へ補助金を交付しているほか、本市ホームページ上に「秋田市中心市街地空き店舗データベース」を公開し、中心市街地の空き店舗の情報提供を行っております。今後も空き店舗の解消に向け、これらの支援を引き続き実施してまいります。

番号	項目	ご意見の内容(原文)	市の考え方
14	【20ページ】 基本方針1 所有者等への適正管理の啓発や相談体制の充実	P20 基本方針1 所有者等への適正管理の啓発や相談体制の充実 「空き家ガイドブックの作成の検討」では、是非、一般市民でも分かりやすいガイドブックを作成していただきたい。 親の住んでいた空き家を所持している知人は、「解体するには費用がいる。解体して更地になると土地の固定資産税が高くなる。できればこのまま寄付したい。」とのことでそのまま所有しているとのことである。解体費用の軽減や土地の売却方法などが分かれば解決できるのではないかと考える。空き家の管理や売却等に関する制度や利活用を含めて相談できる窓口など、分かりやすいガイドブックを作成していただきたい。 また、管理されていない不安な空き家の通報についても、どのようなケースがあるのか、どこへ連絡すればよいのか、ガイドブックで明確にしていきたい。	現在検討している空き家ガイドブックの作成にあたっては、一般市民の方が理解しやすいよう掲載内容や構成について配慮してまいります。
15	【20ページ】 4-2. 空き家等対策の具体的な取組 (1) 基本方針1 所有者等への適正管理の啓発や相談体制の充実 ④空き家等の管理代行サービスの利用促進	○20P (1) 基本方針1 ④空き家等の管理代行サービスの利用促進 (ご提案) 「管理代行サービス」と同時に「見守り代行サービス」も検討してはどうでしょうか(管理するには責任が伴いますので、その前段階としての見守りサービスの検討)	ご意見のとおり、「見守り代行サービス」も検討してまいります。
16	【21ページ】 基本方針2 空き家等の発生予防	素案には支援の側面が多いと思います。しかし支援ではその効果は非常に限定的であり、むしろ空家を所有することがデメリットとなる環境を作ることが必要です。国との連携が必要になるとは思いますが、次のように考えます。 【基本方針2】について 方針に「空家の土地・家屋に対する固定資産税を住居家屋よりも高くする」を追加してはどうか。	空き家等を所有するリスクや管理不全空家等および特定空家等と認定された場合の税負担などのデメリットを分かりやすく周知し、所有者の意識向上のための啓発に努めてまいります。 なお、税の負担を通常より高額とすることは、法律上や税の公平性の観点から困難ではありますが、ご意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。
17	【23ページ】 (3) 基本方針3 空き家等の利活用の促進 ③空き家等の利活用および流通促進のための支援	基本方針3③ リフォームし、2世帯にして同居しようと思ったが、非課税世帯を支援するときの給付金が出なくなったり、いろいろと援助がなくなるようです。この点も検討すること。	本市では離れて暮らす親子等が新たに同居を開始する際に行うリフォーム等工事に対し「多世帯同居推進事業」による支援を行っております。 同居の開始により同一生計世帯とみなされることで、それまでは非課税世帯として受給できた給付金等の経済的な支援が受けられなくなることが想定され、これは各種給付金等の趣旨に基づき決定されるものであると考えますが、ご意見については今後の参考とさせていただきます。
18	【24ページ】 基本方針4 管理不全な空き家等への対応の強化	【基本方針4】について 方針に「管理不全な空き家に対しては、催告を行った回数に応じて、固定資産税を増加させる」を追加してはどうか。例えば、催告を行った翌年は1.5倍、2回目の翌年は2倍等。 【基本方針4：所有者不在空き家等への法的手続】について 財産管理制度については、積極的に活用すべきかと考えます。	税の負担を通常より高額とすることは、法律上や税の公平性の観点から困難ではありますが、ご意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 なお、財産管理制度については、空き家等の管理や解消に有効な手段であると捉えていることから、関係機関とも協議しながら、積極的な活用を検討してまいります。
19	【24ページ】 (4) 基本方針4 管理不全な空き家等への対応の強化 ③管理不全空家等の解体・撤去への支援	老朽空き家を解体撤去の解体費用の支援はありがたいが、更地になった土地の固定資産税が家がある時より高くなるのでいくら老朽しても解体しないです。検討を。	空き家を解体し、高くなった固定資産税の減免や補助などは税の公平性などの観点から現在のところ考えておりませんが、解体撤去補助金の利用状況や所有者の意向調査などを踏まえ、対応を検討してまいります。

番号	項目	ご意見の内容（原文）	市の考え方
20	【24ページ】 4-2. 空き家等対策の具体的な取組 (4) 基本方針4 管理不全な空き家等への対応の強化 ①管理不全な空き家等の所有者への助言又は指導等や法的措置の実施 ②所有者不在空き家等への法的手続の実施	2. 4-2. (4) 管理不全な空き家等への対応の強化 ①管理不全な空き家等の所有者への助言又は指導等や法的措置の実施及び②所有者不在空き家等への法的手続の実施に関し、財産管理人選任の申立て等の際、予納金の金額のほか、申立前に調査・調整いただきたい事項等をあらかじめ関係機関と調整する必要があるかと存じます。具体的な運用マニュアルを策定される際は、秋田弁護士会のほか秋田地方裁判所および同家庭裁判所等関連機関と綿密な調整の上策定していただきますようお願いいたします。	本市にとっても、財産管理制度の活用は、空き家対策として有効な手段と捉えており活用を図ってまいりたいと考えております。 なお、活用にあたっては、ご意見のとおり関係機関と調整の上、運用マニュアル等の策定を行ってまいりたいと存じますので、引き続きご協力をお願いいたします。
21	【26ページ】 基本方針5 ①空き家等の調査	賛成	計画素案の内容に賛同いただけるご意見として承りました。
22	【26ページ】 基本方針5 ①空き家等の調査	空き家の調査を町内会などに依頼して早く実態を把握してほしい。	地域の実情を詳細に把握している町内会等との連携等による効率的な調査手法を検討し、空き家等の状況把握に繋げてまいります。
23	【26ページ】 基本方針5 ②空き家等に関するデータベースの整備	早急に整備を望む	空き家等対策の推進にあたり、データベースの整備は必要不可欠であると認識しており、庁内での効率的な情報共有に向け、整備に取り組んでまいります。
24	【26ページ】 基本方針5 ③市民等が相談しやすい窓口体制の検討	従来市民が相談に行っても各課のたらいまわしが多く解決することができず、もどかしい状況があると聞くのでより効率的な運用ができるように、各課連携した相談体制を敷くことを希望する。 ④ (NO.7) とも関連があると思うが是非実現してほしい。	ご指摘のようなご意見は本市でも承っており、庁内連携体制の再構築が必要であると認識しております。今後市民の方が相談しやすい体制を提供できるよう取り組んでまいります。
25	【26ページ】 基本方針5 ④庁内での連携体制の整備	各種法律に縛られるところが多く、解決するには会議の結果を踏まえ各種条例の改正または新規に現状に合わせた条例の発布なども可能とするように、一歩踏み込んだ取り組みが必要と思う、そうしないと単に会議をしましたで終わってアリバイづくりの場になるのではないか 【上記に記載の意見の補足】 空き家を問題は根が深く、(人口減少によるものが主ではあるが) 問題の多くは道路幅員に起因している、特に中心部は道路幅員も狭く拡幅する、手段も限られている。この部分を上記の会議を開催した際に協議をお願いしたい。またこれに合わせてゴミ箱問題、除雪ステーションなど中心部に住むメリットを出していければいいと考える。	令和5年12月施行の改正空家特措法では空き家等の活用拡大のため市町村が重点的に空家等の活用を図るエリアを空家等活用促進区域と定め、空家等活用促進指針に沿った活用が期待される促進区域内の空き家等について、接道要件等の一部の規制を緩和することが可能となりました。 促進区域の指定については、空き家等の分布状況や各地域における住民の意見、関係法令等との整合性の確保等について慎重に検討したうえで進めていくこととなりますが、現在の法規制では活用しづらい空き家等の有効活用を図る手段として、庁内でも協議を行いながら、一歩踏み込んだ対策を検討してまいります。
26	【27ページ】 基本方針5 ⑥空家等管理活用支援法人の指定	スピード感をもって臨んで欲しい。 法人指定については、様々な団体の応募が想定される、単に指定ありきではなく、組織体制、活動実績、実行力、資力等を検討の上で市民の相談にワンストップで十分たえらる法人指定を望む。	ご意見のとおり、空家等活用支援法人の指定にあたっては適正な基準を定め、業務を迅速かつ確実に遂行できると判断される法人を指定できるような体制づくりが必要であると認識しており、このような法人の指定に向けて取り組んでまいります。

番号	項目	ご意見の内容（原文）	市の考え方
27	【27ページ】 4-2. 空き家等対策の具体的な取組 (5) 基本方針5 空き家等対策の実施体制の整備 ⑤関係団体等との連携体制の整備	○27P⑤関係団体等との連携体制の整備（ご提案） 協議会設置の検討（新規）→協議会の設置（新規） （空き家対策は総合的、横断的な組織体制と情報の共有と一元化が重要と思います）	ご意見のとおり、空き家対策は総合的、横断的な組織体制等の構築が重要であり、特に関係団体等との連携による協議会の設置は必須であると考えております。 なお、協議会の設置については、組織体制の検討や設置根拠の整備などが必要であるため、計画の表現については修正いたしませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。
28	【27ページ】 4-2. 空き家等対策の具体的な取組 (5) 基本方針5 空き家等対策の実施体制の整備 ⑤関係団体等との連携体制の整備	1. 4-2. (5) ⑤関係団体等との連携体制の整備 空家等対策計画の見直しや民間団体と連携した施策の検討のために、関係団体等と連携する際には、関係団体の会議日当や調査、文書作成等に対する相応の予算措置を講じていただくようお願いいたします。	ご意見のとおり、関係団体との連携が必要となる費用については、連携先と協議の上、必要な予算措置に努めてまいります。
29	【28ページ】 成果指標	【成果指標】 空家について問題視している割には、現状に比して目標値が低い気がします。	目標値につきましては、現状を踏まえ、現実的に達成可能と想定される数値を設定したものであり、まずはこの目標値に向けて計画にある取組を進めてまいりたいと考えております。 なお、今後の計画の進捗状況と目標の達成度等を踏まえながら、計画の見直しに合わせ、目標値についても見直しを行ってまいります。
30	【28ページ】 成果指標	P28. 成果指標 現状値に比べ、目標値はかなり高いと思われるが、上記の計画を確実に実行されることにより、この目標が達成されることを願う。	ご意見ありがとうございました。 目標を達成するため、確実に計画が実行されるよう努めてまいります。
31	【44ページ】 空家等対策の推進に関する特別措置法附則（令和5年6月14日法律第50号）第4条	空家等特別措置法（令五法五〇）第四条 施行後五年までに状況確認し、検討を加え、所要の措置を講ずるとある、市の取り組みは仔細に渡ります、フォロー、総括は大変ですが、重要であります。1月26日の東京北区赤羽の崩れ落ちた民家の除却代執行はまだ全国ニュースで報道される位ニュースバリューが高い事項となっております、粘り強い取り組みをお願いします。	空き家問題は深刻な社会問題であるとともに、市民生活にも影響するため、市民の関心も高いものと捉えており、更なる空き家対策を強化することが重要です。 本市においても本計画を着実に実行するとともに、継続的かつ粘り強い取組に努めてまいります。
32	【48ページ】 7-3. 秋田市空き家対策検討チーム設置要綱	P48. 第2条 (2)市有地に存する空き家に関するかどうかという状況なのかよくわからない。こういう事例があるのか？ このことについて疑問に思った。	市有地を賃貸し、その借地上に建設された住宅が空き家となり、問題となっているケースがありました。その対応のための所掌事項です。
33	【その他のご意見】	空き家対策の一環として、水害の被害がなさそうで、比較的、大学病院に通院しやすい住宅は、市が買取し、特に通院でがん治療されている方へ、安価な賃貸、マンション的な形で提供し、秋田市以外の方へ安心して治療できる場を提供出来れば良いと思います。 秋田市以外の患者さんは、長期の治療は金銭的に苦しくなっていることもお聞きしますので、ご意見させて頂きました。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。
34	【その他のご意見】	※特別資料が同封されてなかったようなので、自由に書かせていただきます。 (1)場所の確保ができない、未来のアーティスト達に自由にのびのび制作活動ができる場にして欲しい。 (2)乳幼児を持つ親、保護者が気遣いなく集い、何でも話し合える場が提供できたら・・・そして絵本に囲まれ、時には参加者の中で、お互いに読み語りなどして、子ども共々楽しむ場であったら、子育てに多少の自信と人間関係も深まるのでは？ (3)種々の趣味のサークル活動など堅苦しさのない場があったらありがたい。 ◎安全、安心が当然必須条件です。	多様な環境下にある方の交流拠点として空き家等を活用することは空き家等解消のみならず地域コミュニティ維持の観点からも有効であると考えます。 これまでの本市空き家対策は、所有者（売り手）側の売却等意向に基づく空き家バンク制度での情報発信が中心でしたが、例示いただいたような多様なニーズがあることを踏まえ、今後は活用する（買い手）側のニーズを空き家等の所有者へ届けられるような仕組みづくりについて検討してまいります。

番号	項目	ご意見の内容（原文）	市の考え方
35	【成果指標、調査、情報提供へのご意見】	空き家所有者の相談会への参加件数も少なく、登録件数も少ない。 それには、空き家の把握を強化するために町内の調査を年1回するとか、又は空き家を放置した場合のデメリットやメリットを周知するチラシを回してもらおう等。知らない人が多いと思います。 制度が変わっても知らない人が多いと思います。	ご意見のとおり、各種支援制度を充実させるだけではなく、それを効果的かつ広範囲に伝える必要があることから、効率的な情報発信の手段について今後検討してまいります。 また空き家等の調査についても、ライフラインの契約情報の活用のほか町内会等との連携も視野に入れながら効率的な手法を検討してまいります。
36	【情報提供・相談窓口へのご意見】	情報提供、相談窓口の件 HPを見たが、窓口がよくわからない。サイトを分かりやすくしたり、パンフレットを作成した方がよい（東京都のが分かりやすかった）、各相談専門窓口のリンクを貼った方がよい。県でも相談会を開催しているようなので、今後どう分担していくかつめた方がよい。	ご指摘の情報発信手法については、本計画素案内でも課題として挙げており、今後わかりやすいホームページやガイドブックの作成を検討してまいります。 また本市主催の空き家相談会についても、秋田県等の関係機関との連携を図りながら、より多くの相談に対応できるよう取り組んでまいります。
37	【浸水被害を受けた空き家へのご意見】	令和5年7月14日の水害で床上浸水で空き家にしてしまいました。築69年、袋地私道なし、売買不成立のため、再建築、解体ができません。 今できることは、空き家を長くもたせることのみです。水害にあった家の対処の仕方の情報がほしいです。 解体したくても、袋地でできない家もあることを知っておいてほしい。	昨年7月の大雨により被災されましたことに対し、心よりお見舞い申し上げます。 本市では、現在、浸水被害を受けた空き家を調査しているところであり、今後の対応についても検討しております。 浸水被害を受けた空き家の所有者様からの相談にも対応しておりますので、防災安全対策課へご相談ください。
38	【空き家問題、計画全体へのご意見】	空き家問題では、いろいろな制度を整備して空き家を増やさない、あるいは空き家を活用できるような仕組みづくり等が論議されています。 秋田市でも（仮称）秋田市空家等対策計画（素案）が策定されました。この大きな問題に対して今後どう取り組んでいくのか、その強い思いを資料を通して感じることができました。 空き家を所有する者にとっては、管理の問題、固定資産税の問題、処分の問題、相続の問題があり、当事者にとっては、苦痛にさえ思える大きな問題かと思えます。素案からは、その当事者の思いを受けとめて解決するのか、見えてくる部分が少ないように思えました。	ご意見のとおり、空き家問題は全国的な社会問題であり、本市にとってもますます深刻化することが想定されるため、本計画の事務事業を総合的かつ計画的に取り組みながら、空き家等の解決に努めてまいります。 また、空き家等は様々な問題を抱えている場合もあり、所有者の中には、管理、処分、相続などの方法が分からず、悩みを抱えている方も多いため、関係団体と連携した空き家相談会の開催やガイドブックの作成など相談体制や情報提供の充実を図り、当事者の思いを受け止めながら対応してまいります。
39	【解体費の支援へのご意見】	解体費への支援（補助）について 秋田市では老朽危険空き家に対して解体撤去補助金を出しているが、軽微な問題が発生又は発生しうる状態になった段階においても当該補助金を出して、更なる解体補助金の拡充を進めていただきたい。	他自治体では、老朽危険空き家の解体のほか、解体後の跡地を公共的な利用をする場合に補助している事例などもあることから、ご意見の解体補助金の拡充については、検討してまいります。
40	【特定空家等の認定件数へのご意見】	特定空家等および管理不全空家等認定件数がR4で0件には驚いた。実際には危険な空家等はあるはずですので、市民の声を汲み取っていただき、今後の空き家等の解消に取り組んでいただきたい。	これまで危険な空き家については、指導等を行いながら対応してまいりましたが、特定空家等の認定は行っていませんでした。 今般の空家法改正により、新たに管理不全空家等の認定制度ができることから、特定空家等および管理不全空家等の認定基準を策定するとともに、適切な措置を実施し、空き家等の解消に努めてまいります。
41	【相続登記義務化へのご意見】	今年4月から相続登記義務化が始まるため、更なる相続手続きの促進のため市民への周知を市役所からも行っていただきたい。	相続登記義務化は空き家等対策においても有効な制度の一つであると捉えていることから、広報や固定資産税納税通知書同封チラシなどの様々な媒体を通じて、関係機関とも連携しながら周知に努めてまいります。

番号	項目	ご意見の内容（原文）	市の考え方
42	【計画全体についてのご意見】	「秋田市空家等対策計画」について空き家を取りまく状況分析がきちんとされており、かつ法律の趣旨を活かすため、きめ細かい計画を立案、更に「PDCAサイクル」により計画の管理を継続的にしていくとのこと。素晴らしい計画だと思う。	ご意見ありがとうございます。今後も計画の進捗管理を行い、必要に応じた見直しを図ることにより、継続した空き家対策が実行されるよう努めてまいります。
43	【情報提供へのご意見】	土地は、そのまま持ち主のまま空き家を使ってくださいという考えの時、いろいろな補助があることを始めて知りました。発信は大事だと思います。	ご指摘の件に限らず、各種施策を実施するだけでなく、それらに関する情報をより広範囲に発信することが重要です。今後も効果的な情報発信手段について検討してまいります。
44	【補助金に対するご意見】	○秋田市地域団体、NPO等への活動支援補助金の創設（ご提案） 以前秋田市よりNPO法人団体へ一律10万円の事業支援助成金がありました。空き家対策に特化した事業に対しての助成制度の創設を望みます。	令和5年12月施行の改正空家特措法では新たに「空家等活用支援法人制度」について規定され、地方公共団体が空家等対策に取り組むNPO法人等を支援法人として指定し、空家等対策に関する業務を行わせることが可能となりました。 本市でも同制度の活用について検討しており、その中でご要望の助成制度についても併せて検討してまいります。
45	【計画の用語に関するご意見】	本計画と関係法令は表現も含めて連動していると思われしますので、計画案で用いられている「所有者不在」という表現は「所有者不在（不明）」としたほうが望ましいと考えます。表現についてご検討いただきますようお願いいたします。	ご指摘いただきありがとうございます。表現につきましては、改めさせていただきます。